

特定非営利活動法人 空家・空地管理センターと 空家等対策に関する協定を締結しました

相模原市は、特定非営利活動法人 空家・空地管理センター（以下「センター」という。）と空家等対策に関する協定を締結しました。

今後は、市内における空家等発生 of 未然防止、増加の抑制、空家等の管理・活用などの空家等対策に関して、センターと連携して取り組みます。

なお、本市の空家等対策に関する専門家団体との協定は、12 例目となります。

1 協定締結式

日 時：令和 7 年 3 月 2 4 日（月）午前 11 時 40 分から正午まで

場 所：相模原市役所 本庁舎 2 階 第 1 特別会議室

出席者：特定非営利活動法人 空家・空地管理センター 代表理事 上田 真一氏
相模原市長 本村 賢太郎



2 目的

本市では、人口減少が進行する一方で高齢者人口が増加し、空き家問題の更なる肥大化が予想される中、「第 2 次相模原市空家等対策計画」を策定し、空家等対策を推進しています。

このような中、改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が令和 5 年 12 月 13 日に施行され、新たに「管理不全空家等」の制度が設けられるなど、空家等の所有者の責務が強化されました。

センターでは、「空家空地管理士」資格を有した専門家による空家等に関する普及啓発や管理・活用に向けたワンストップ相談窓口を設置しており、市内の空家等問題の解決に資する取組が期待できることから、このたび協定を締結しました。

3 協定協力事項

- ・センターは、ワンストップ相談窓口において、空家等の所有者からの相談に対応し、管理・活用などに関する助言をすること。
- ・市は、空家等の所有者からの相談に対応する際に、センターの相談窓口を案内すること。

- ・両者は、空家等に関する意識啓発や情報発信などの空家等対策に連携して取り組むこと。

4 特定非営利活動法人 空家・空地管理センター

- ・本部：埼玉県所沢市西所沢2丁目1-12 第2北斗ビル
東京空き家相談センター：東京都新宿区西新宿3丁目8-4 BABAビル9階
- ・代表者：代表理事 上田 真一
- ・事業内容：空き家・空地の管理、空き家・空地に関する調査・データ公表、空き家・空地の活用に関するコンサルティング
- ・設置：平成25年7月

<参考>

- ・空き家問題の専門家として、独自の「空家空地管理士」資格制度を設置
- ・これまでに、さいたま市、神戸市など多数の自治体と協定を締結
- ・東京都調布市から「空家等管理活用支援法人」に指定

問合せ先 住宅課 042-769-9817（直通）
